

別記様式第1号(第四関係)

# 角田地区活性化計画

宮城県角田市

平成29年9月

## 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	角田地区活性化計画			計画期間(※2)	H29年～H33年
都道府県名	宮城県	市町村名	角田市	地区名(※1)	角田地区

### 目標 : (※3)

当該地区は、本市の中心市街地を除く市域の大部分を占める地区であり、人口の減少や基幹産業である農業における従事者の高齢化等により、地域産業の活力低下が進んでいる。このような状況の改善に向け、角田市農業振興公社が新規就農希望者を対象とした「土の塾」を開催するほか、市では3つのめ「こめ、まめ、うめ」を活かした特産品開発等の取組を進めている。また、都市との農村体験交流として、東京都の都市部と本市の小学生が参加する稻作体験交流(田植え、稻刈り)を行なっている。

本事業においては、受入機能強化施設として道の駅(賑わいの交流拠点施設)には農産物販売施設、農産物加工施設及び地元食材提供施設(農家レストラン)を整備し、その施設を拠点として、グリーン・ツーリズムの積極的な実施や情報発信、隣接する角田中央公園のスポーツ大会等の利用者に対する弁当供給等を通して、地区全体の交流人口の拡大、地域農産物を使った商品の売上拡大を図り、もって都市近郊型農業の振興を進めるものとする。

具体的な目標として以下の3点を掲げる。

①今回整備する「道の駅(賑わいの交流拠点施設)」の主な機能として地元農産物販売施設があり、計画区域内の生産者の栽培した野菜、果実、米、花等を販売する。出荷する地元生産者は、農協の共販出荷ではなく、本施設を新たな販路として、地域農産物の販売額の増加を図る。

②今回整備する「道の駅(賑わいの交流拠点施設)」の交流広場等を活用し、角田の農産物や特産品の魅力を発信するためイベントを企画し、積極的な集客を図り、結果として交流人口の増加につなげる。

③今回整備する「道の駅(賑わいの交流拠点施設)」は、角田市策定のグリーン・ツーリズム計画(かくだグリーン・ツーリズム推進計画)にて整備された区域において整備するため、グリーン・ツーリズム広報室を設置し、農業体験学習などについて情報発信することで農業体験者数の増加を見込む等、グリーン・ツーリズムを通じて地域の活性化を図る。

### 目標設定の考え方

#### 地区の概要：

角田市は宮城県の南部、仙台市から南に約40kmに位置し、東西に約15km、南北に約15km、面積は147.58km<sup>2</sup>である。東は亘理郡、西は白石市、北は柴田郡とそれぞれ丘陵をもつて境し、南は伊具盆地の南半を占める丸森町に接している。地形は、東西に阿武隈山地の分脈である丘陵性の山地に囲まれ、中央の低地の東寄りに阿武隈川が南から北に貫流し、東西から数河川がこれに注いでいる。その流域平坦地には肥よくな耕地がひらけている。

角田地区は、用途地域を除く農業を基幹産業とする農村地域であり、農林地13,841haを対象としている。

#### 【地区特性1】

本市の農業は、「暮らしと命を守る農業」を基本理念に、安全・安心・新鮮・おいしい農畜産物の生産・販売に取り組んでいる。稲作を主体に、畜産、露地野菜、施設園芸、果樹栽培など多様な経営が展開されている。米は「ふるさと安心米」、「こだわり米」といった化学肥料や農薬の使用を極力抑えた「特別栽培農産物」を生産するほか、野菜・果樹は、トマト・ブロッコリー・いちご・梨・りんごなどが栽培され、いずれも県内有数の生産量となっている。畜産物は、豚肉、鶏肉がブランド化され、肉用牛は仙台牛の産地として飼養されているほか、乳用牛の飼養も盛んである。

#### 【地区特性2】

本市では、代表的な農産物を活かし「かくだの3つの“め”(こめ、まめ、うめ)」という活動をすすめ、角田ブランドとして取り組んでいる。具体的には市内有志による米、豆、梅を使用した加工品開発を進め、料理コンテストを毎年開催し、加工品のラインナップの拡大を図っている。

#### 【地区特性3】

都市との農村体験交流として、東京都都市部の小学校と本市の小学校が参加する稻作体験交流を行なってきた。春の田植え、秋の稻刈り作業を通じて、食と農についての学習と都市と農村の子供たちの交流を図ってきており、今後も引き続き取り組んでいき、さらに拡大を図る。

### 現状と課題

- ①H27国勢調査によると、農業就業者の平均年齢は63歳を超えており、農業生産の持続・維持という面では、極めて深刻な状況になっている。
- ②流通、販売面では、みやぎ仙南農業協同組合や生協等に出荷し、県内外で販売されている。市内には野菜や果樹等を生産し個人販売を行っている直売所があるものの、主に土日の販売であり、平日も販売できる施設整備が求められている。
- ③東京都目黒区との体験交流事業に代表されるように、都市住民のグリーン・ツーリズムに対するニーズは高いものがある。本市の恵まれた自然環境とやすらぎの場の提供、地場農産物や加工品等の販売による都市住民と地域住民との交流人口を拡大し、地域の活性化を図る必要がある。

### 今後の展開方向等(※4)

- (1)道の駅を核とした角田地区の活性化
  - ①現状の需要に対応した農産物の販売拡大  
道の駅としての機能を持ち、かつ、都市と農村住民の交流拠点施設として、農産物販売施設・農産物加工施設・地元食材提供施設(農家レストラン)等を整備し、交流人口の拡大と本市産農産物、農産加工品の販売機会を拡大させ、地域農業の活性化を図る。
  - ②道の駅を拠点としたグリーン・ツーリズム等の推進  
市内の自然環境、農業、集落環境を活用したグリーン・ツーリズムを道の駅を拠点として展開する。具体的には、道の駅機能の一つである情報発信機能を活用し、市内の観光やイベントやグリーン・ツーリズムの体験メニュー、体験イベント等の情報発信を行うとともに、各種問合せの対応、参加受け入れの対応等を行い、地区の生産者団体と連携して、農業体験事業を推進する。
  - ③イベントの開催:緑地を活用した広場等を整備し、年間を通じてイベントを開催するほか、隣接する角田中央公園でのイベントとの一体的活用を促進し、都市住民の長時間滞在と地域住民との交流を推進する。
- (2)関連施策
  - ①市内の交流事業との連携  
賑わいのある交流拠点施設の整備地に隣接する角田中央公園の施設運営管理者をはじめ、当該施設の利用者、市内で行なわれる都市住民との交流事業実施者との連携を図り、本市の農産物情報の提供や農業体験情報を提供し、角田市農産物のファンを獲得・拡大するための活動を推進する。

### 【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
角田市	角田地区	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	角田市	有	ハ	賑わいの交流拠点施設

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
角田市	角田地区	社会資本整備総合交付金事業(観光交流センター、公衆トイレ、駐車場、交流広場、防災施設)	角田市	H28～29整備予定

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

**【記入要領】**

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

角田地区(宮城県角田市)	区域面積 (※2)	13,841ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当地区の面積は13,841haであるのに対し、地区内の農用地と山林の面積合計は10,410haで、区域面積の75.2%を占める。 全就業者人口が6,646人であるのに対し、地域内の農業従事者数は858人で10%以上を占めている。 以上のことから、農業が本地域の重要な産業となっている。		
②法第3条第2号関係: 平成27年国勢調査によると農林業者の平均年齢は、63.4歳と高齢化が進行しており、農村地域の活力は年々低下している状況にある。 このような中、東に隣接する山元町の常磐自動車道山元ICから西に隣接する白石市の東北縦貫自動車道白石ICあるいは村田町の東北縦貫自動車道村田ICへの通過ルート(一般県道角田山下線)という交通条件を活かし、通過ルート上に都市と農村民の交流拠点施設を整備することにより、農産物等の販売を促進して、高齢者にも魅力のある農業ができると示すことで若手後継者の育成につなげることができ、かつ、地域の活力ある農業振興政策の推進に効果の高い取組みができると考えている。		
③法第3条第3号関係: 区域内は、用途地域の指定のない区域である。 また、集落は農地等の中に点在しており、まとまった市街地を形成していると判断される区域は存在しない。		

#### 【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

## 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所				

### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

#### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※7 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)  ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)  ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)  ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等  
農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準  
について記載する。  
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、  
存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、  
残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、  
借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、  
例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律  
関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標の達成状況の評価については、施設整備後から毎年度、①道の駅運営事業者(指定管理者)、②行政(角田市)の2者間によるモニタリングを行い、目標の達成状況について検証するとともに、平成34年度に、有識者による評価を行い、その結果を公表する。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにはかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。